

## 「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン使用管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、白鷹町「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部(以下、「本部」という。)が作成した「日本の紅(あか)をつくる町」ロゴマークデザイン及び白鷹町が作成した「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン(以下、「デザイン」という。)について、統一感のある訴求を通じ、町内の企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けて情報発信力を高めることを目指すとともに、デザインの適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

### (デザインの内容)

第2条 デザインの内容は次の各号に定めるものとする。

- (1)日本の紅(あか)をつくる町 図1
- (2)SHIRATAKA RED 図2、3、4
- (3)日本の紅(あか)・SHIRATAKA RED 図5
- (4)日本の紅(あか)をつくる町(縦) 図6
- (5)日本の紅(あか)(縦) 図7
- (6)日本の紅(あか)(紅花) 図8

### (使用許可及び管理を行う機関)

第3条 デザインの使用承諾及び管理業務については白鷹町商工観光課で行うこととする。

### (使用の申請)

第4条 デザインを使用する場合は、あらかじめ白鷹町商工観光課長(以下「課長」という。)に対して、「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」デザイン使用申請書(様式1)を提出しなければならない。ただし、次に該当する場合は、申請は不要とする。

- (1)白鷹町が主催するイベント、本部構成団体が行う企画等において使用する場合
- (2)新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合

### (使用の承諾)

第5条 課長は、前条により申請のあった内容について適正と認められる場合は、これを承諾するものとする。

2 前項による承諾を行うにあたり、必要と認められる場合は条件を付すことができる。

### (使用条件)

第6条 前条の規定によりデザインの使用を承諾された者は、デザインに加工を施さず使用するものとする。

### (使用料)

第7条 デザインの使用料は無料とする。

### (使用者の責務)

第8条 デザインの使用に関する事故又は苦情が発生した場合の責務は、デザインの使用者に帰するものとし、デザインの使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければならない。

### (使用状況の調査)

第9条 課長は、デザインの使用状況について、必要に応じて報告を求め又は検査を行うことができる。

(使用承諾の取り消し)

第10条 課長は、デザインの使用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、デザインの使用を禁止又はデザインの使用承諾を取り消すものとする。

- (1) デザインを不正に使用したとき
- (2) 第8条の規定による必要な措置を講じなかったとき
- (3) 正当な理由がなく、前条に規定する報告又は検査を拒み、若しくは指示に従わなかったとき
- (4) その他管理を行っている白鷹町商工観光課が取り消すことが適当と認めたとき

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については管理を行っている白鷹町商工観光課で協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行する。

図1(第2条関係)



図2(第2条関係)



図3(第2条関係)



図4(第2条関係)



図5(第2条関係)



図6(第2条関係)  
(第2条関係)



図7(第2条関係)



図8



(様式1)

「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン使用(変更)申請書  
平成 年 月 日

(あて先) 白鷹町商工観光課長

「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」ロゴマークデザインを使用したいので、  
次のとおり申請します。

1. 申請者	(1)住所 〒  電話 ( )  (2)名称  (3)代表者  印  (4)担当者名・連絡先(電話)
2. 使用ロゴ	(1) 図1 (2) 図2. 3. 4 (3) 図5 (4) 図6 (5) 図7 (6) 図8 該当する番号に○を付けてください
3. 使用目的	
4. 使用方法	
5. 承認番号	号 (変更の場合)
6. 使用期間	～

上記の申請のとおり「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザインを使用することを認めます。なお、使用にあたっては下記の事項を遵守ください。

記

1. ロゴマークデザインに加工を施さないこと。
2. 申請内容に変更があった場合は速やかに変更申請を行うこと。
3. 不正な使用が行われた場合は、申請者は直ちに使用を中止するとともに、使用物の回収・撤去等を行うこと。

平成 年 月 日

承認番号 \_\_\_\_\_ 号

白鷹町商工観光課長

「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン使用管理要綱の一部改正要旨

条 項	改正の要旨
	<p>ロゴマークデザインについて、新たに日本の紅（あか）・SHIRATAKA RED、日本の紅（あか）をつくる町(縦)、日本の紅（あか）(縦)、日本の紅（あか）(紅花)のデザインを含めるもの。</p>
<p>第1条</p>	<p>白鷹町が作成した「SHIRATAKA RED」等を含め、情報発信力を高めることを目指すもの。</p>
<p>第2条</p>	<p>SHIRATAKA RED等の図を定めるもの。</p> <p>(3) 日本の紅（あか）・SHIRATAKA RED 図5</p> <div data-bbox="571 786 874 1032" data-label="Image"> </div> <p>(4) 日本の紅（あか）をつくる町(縦) 図6</p> <div data-bbox="587 1099 655 1361" data-label="Image"> </div> <p>(5) 日本の紅（あか）(縦) 図7</p> <div data-bbox="564 1496 647 1637" data-label="Image"> </div> <p>(6) 日本の紅（あか）(紅花) 図8</p> <div data-bbox="544 1688 699 1850" data-label="Image"> </div>

「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン使用管理要綱 新旧対照表

旧	新
<p>「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」ロゴマークデザイン使用管理要綱</p>	<p>「日本の紅(あか)をつくる町」・「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン使用管理要綱</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、白鷹町「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部(以下、「本部」という。)が作成した「日本の紅(あか)をつくる町」ロゴマークデザイン及び白鷹町が作成した「SHIRATAKA RED」ロゴマークデザイン(以下、「デザイン」という。)について、統一感のある訴求を通じ、町内の企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けて情報発信力を高めることを目指すとともに、デザインの適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、白鷹町「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部(以下、「本部」という。)が作成した「日本の紅(あか)をつくる町」ロゴマークデザイン及び白鷹町が作成した「SHIRATAKA RED」等ロゴマークデザイン(以下、「デザイン」という。)について、統一感のある訴求を通じ、町内の企業をはじめ、消費者や市場、さらには広く社会に向けて情報発信力を高めることを目指すとともに、デザインの適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。</p>
<p>(デザインの内容)</p> <p>第2条 デザインの内容は次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 日本の紅(あか)をつくる町 図1</p> <p>(2) SHIRATAKA RED 図2、3、4</p>	<p>(デザインの内容)</p> <p>第2条 デザインの内容は次の各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 日本の紅(あか)をつくる町 図1</p> <p>(2) SHIRATAKA RED 図2、3、4</p> <p>(3) <u>日本の紅(あか)・SHIRATAKA RED</u> 図5</p> <p>(4) <u>日本の紅(あか)をつくる町(縦)</u> 図6</p> <p>(5) <u>日本の紅(あか)(縦)</u> 図7</p> <p>(6) <u>日本の紅(あか)(紅花)</u> 図8</p>